

令和8年度(2026年度)

第1回 宝塚市青少年センター運営協議会

目次

1	令和7年度(2025年度) 青少年センター事業報告	
	(1) 青少年センター運営事業	 P1
	(2) 青少年補導事業	 P2~P4
	(3) 青少年相談事業	 P5~P6
	【資料】	
	(4) 不審者情報	 P7
	(5) 補導委員活動実施状況	 P8
	(6) 有害環境の実態調査	 P9
2	令和7年度(2025年度) 事業・決算報告	 P10
3	令和8年度(2026年度) 事業計画・予算案	 P11
4	宝塚市青少年センター運営協議会規則	 P12~P14
5	運営協議会委員名簿	 P15

1. 令和7年度（2025年度）青少年センター事業報告

(1) 青少年センター運営事業

青少年センター運営協議会を開催するとともに関係機関、他市補導センターとの連携を図り、青少年の健全育成に努めています。

ア 青少年センター運営協議会の開催

月日	曜	主な内容
6/25	水	第1回運営協議会
2/17	火	第2回運営協議会

イ 青少年センター活動記録作成、機関紙の発行

- ・ 青少年センター機関紙 【わかば】 2ヵ月に1回発行
- ・ 青少年センター令和6年度活動記録 【あゆみ】 作成

ウ 関係機関・他市補導センターとの連携

	主な内容
兵庫県青少年補導センター 連絡協議会	総会（明石市）：5/9 所長会（宝塚市）：6/6 所長会（上郡町）：9/24 所長会（神戸市）：2/13
	研修会（神戸市）：4/19 所長一日研修（神戸市）：7/25
教育支援会議	4/14 5/13 6/17 7/15 8/13 11/11
宝塚市立学校生徒指導 連絡調整会	5/23 6/27 8/22 9/26 11/28 12/26 1/23 2/12
宝塚市立学校生徒指導 連絡協議会	全体会：6/19 2/20 中高連絡会：5/29 11/13
	中学校部会：6/19 7/10 10/3 10/16 11/13 12/11 1/8 2/12 3/5
	小学校部会：5/22

(2) 青少年補導事業

青少年の健全な育成をめざし、非行に走らないよう問題行動の早期発見、早期指導を図るため、宝塚市青少年補導委員、市内小・中学校生徒指導担当教員、市内各小・中学校PTA愛護部等の協力のもとで、各種補導活動を行っています。

ア 青少年補導委員による街頭補導活動（一般補導・同行補導・特別補導・合同補導）

月日	曜	主な内容
4/18	金	宝塚警察主催関係機関・団体等協働大規模合同補導
7/25	金	宝塚市・伊丹市合同補導（イオンモール伊丹）
8/9	土	中山寺星下りパトロール
8/18	月	特別街頭補導（左岸）
8/19	火	特別街頭補導（右岸）
8/22	金	伊丹・宝塚合同補導（イオン昆陽）

一斉補導	4/10	5/9	6/10	7/10	9/10	10/10	11/10	12/10	1/9	2/10	3/10
------	------	-----	------	------	------	-------	-------	-------	-----	------	------

同行補導(4月)	仁川班：22日	山手台班：24日	
同行補導(5月)	長尾南：20日	安倉北班：21日	南ひ東班：23日
同行補導(6月)	光明班：23日	光ガ丘班：26日	
同行補導(7月)	売布班：22日	宝塚班：24日	
同行補導(9月)	西谷班：25日	逆瀬川班：26日	
同行補導(10月)	末成班：21日	小林班：22日	
同行補導(11月)	小浜班：18日	安倉南班：19日	
同行補導(12月)	すみれガ丘班：23日	野上班：25日	
同行補導(1月)	中山班：21日	高司班：22日	
同行補導(2月)	南ひ西班：27日	美座班：27日	
同行補導(3月)	長尾北班：23日	南口班：24日	

イ 宝塚市青少年補導委員連絡協議会(役員会等)

会計監査	4/4
総会	4/15
本部役員会	4/18 5/16 6/20 7/18 8/15 9/19 10/17 11/21 12/19 1/16 2/20 3/13
定例役員会	4/18 5/16 6/20 7/18 8/15 9/19 10/17 11/21 12/19 1/16 2/20 3/13
臨時役員会	4/10
研修	5/21：実務・新任研修「補導活動と青少年を取り巻く現状について」 阪神北サポートセンター所長 位田 道俊氏
	2/4：人権研修「日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション～当たり前・普通ってなんだろう」 宝塚市人権教育指導委員 登日綱 世津子氏
1日研修	9/5：講演会「令和の親子の現状を知る」～「あのね」の現場から～ 宝塚市こども未来部子ども総合相談課 井上 淑子氏
	10/7：放課後デイサービス「星の荘かのん」見学
	12/2：兵庫県立「山の学校」見学
ブロック会	宝塚ブロック：6/20 2/20 良元ブロック：5/29 2/13 長尾ブロック：6/5 2/13 南口ブロック：6/4 2/10 西谷ブロック：5/21 2/9

ウ 青少年の被害・非行防止活動の実施 (青少年の被害・非行防止全国強調月間：7月)

懸垂幕の掲示（市内関係機関50ヶ所）→

エ 「アトム110番連絡所」事業の実施

アトム110番連絡所の目的

- ・子どもたちの生命を市民の手で守る。
- ・危険を感じ、「アトム110番連絡所」に逃げ込んできた子どもたちを守る。
- ・多くの家や店にプレートを貼ることで、防犯に対する市民の意識を高める。

令和8年3月末時点： 1,684



オ 防犯パトロールの実施

- ・ 始業式パトロール：4/7 8/29 1/7 終業式パトロール：7/18 12/25 3/25
卒業式パトロール：3/16 3/23
- ・ 青パト2台による防犯パトロール（青少年センター 2台）
- ・ 通報対応

カ 市内一斉防犯活動の実施

4/16 5/20 6/17 7/15 9/16 10/21 11/18 12/16 1/20 2/17 3/10

キ 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握等を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適正な運用を図り、青少年の健全育成に資することを目的とする。

ク 公園等の環境保全（随時）

(3) 青少年相談事業

青少年の非行防止・健全育成活動の一環として、関係機関との連携による継続指導を行っています。

ア 個別ケース会議への参加：66回（昨年度比-22）

4月：4回 5月：5回 6月：15回 7月：8回 8月：1回 9月：2回
10月：8回 11月：6回 12月：4回 1月：4回 2月：5回 3月：3回

4月	23日 長尾台小（2件） 24日 長尾小 30日 売布小
5月	2日 宝塚小 7日 安倉北小 15日 宝塚小 30日 宝塚中 安倉小
6月	9日 山手台中 10日 安倉中 11日 中山台小 13日 西谷中 宝塚小 南ひ中 16日 御殿山中 17日 小浜小 安倉中 18日 長尾台小 19日 宝塚中 24日 良元小 25日 安倉小 26日 御殿山中 27日 第一小
7月	1日 良元小 高司小 光明小 2日 宝塚小 7日 山手台中 16日 第一小 17日 宝塚小 24日 安倉中
8月	26日 宝塚小
9月	8日 たからづか支援学校 18日 光明小
10月	2日 高司小 山手台中 3日 末成小 6日 南ひ中 8日 小浜小 10日 山手台中 15日 安倉中 16日 宝塚小
11月	6日 良元小 7日 安倉小 10日 小浜小 13日 本庁 17日 宝塚中 27日 高司中
12月	3日 安倉北小 10日 小浜小 15日 小浜小 19日 光ガ丘中
1月	9日 末成小 23日 安倉小 30日 小浜小 宝塚中
2月	3日 長尾小 6日 長尾小 16日 光明小 19日 丸橋小 24日 南ひ中 25日 小浜小
3月	2日 南ひ中 25日 長尾台小 26日 丸橋小
ケース進行管理会議 5月26日	

イ 学校支援

5/2小浜小 5/13長尾南小 6/25御殿山中 6/27長尾台小 7/14すみれガ丘小 7/15御殿山中
7/30宝塚中 9/24高司中 10/3宝塚中 10/23山手台中 10/29御殿山中 11/28安倉中 12/4安倉中
12/4高司小 12/10安倉中 12/12長尾小 12/18光ガ丘中 12/19安倉中・光が丘中 12/22光ガ丘中
1/6宝塚中 2/6安倉中・長尾小 2/9光ガ丘中 3/4美座小 3/12美座小

ウ 各種会議

会議名	月 日
不登校児童生徒支援連携会議	7/10 10/16 12/11 2/12
自殺対策会議	8/18
要保護児童対策会議	5/27 7/28 9/29 12/1 1/26 2/18 3/23
阪神北青少年本部会議	6/10
青少年非行対策会議	4/17

エ 子どもの心を理解する講座の開催

「令和7年度（2025年度）子どもの心を理解する講座」
は未実施（令和7年度末で事業は終了）



オ 各種地域懇談会・研修会への職員派遣

月日	曜	主な内容
5/20	火	中山台小 安全対策委員会
5/26	月	くらんど青少年対策協議会総会
6/23	月	まいたに青少年対策協議会
6/27	金	第1回 宝塚市大型児童センター運営委員会
7/17	木	アトム110番連絡所説明（西山小校区内 地域会議）
11/12	水	山手台小安全対策委員会
11/17	月	長尾南小安全対策委員会
		ひらい人権文化センター交流会
11/21	金	第2回 宝塚市大型児童センター運営委員会
11/26	水	くらんど青少年対策幹事会
12/16	火	まいたに青少年対策協議会
1/15	木	暴力団追放・少年非行防止会議
2/6	金	宝塚被害者支援連絡協議会
3/3	火	米谷東地区青対協第4回定例委員会

スクラム会議	6/27（宝梅中） 7/3（高司中・長尾中） 7/8（南ひ中） 7/10（第一中） 7/11（光ガ丘中） 7/15（中山五月台中） 9/3（西谷中） 12/10（宝梅中） 12/11（第一中） 12/17・18（御殿山中）
--------	---

【資料】

(4) 令和7年度不審者通報状況（学校および青少年補導委員からの通報）

①不審者情報

昨年度比 件数： -2

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
小学生	0	0	5	12	6	7	0	0	5	7	0	0	0	0	2	2	18	28
中学生	0	0	1	1	4	5	0	0	2	3	1	2	0	0	3	5	11	16
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	6	13	10	12	0	0	7	10	1	2	0	0	5	7	29	44

②左岸・右岸別不審者情報

昨年度比 左岸：+2 右岸：-4

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
計	0	0	6	0	4	6	0	0	2	5	1	0	0	0	4	1	17	12
	0		6		10		0		7		1		0		5		29	

(5) 補導委員活動実施状況

月		火遊び	迷惑行為	ゲームセンター	危険な遊び	横隊通行	信号無視	自転車	喫煙	飲酒	ケンカ	怠学	その他	合計
4～6月	小学校	0	3	0	15	4	3	11	0	0	0	0	111	147
	中学校	0	16	28	4	4	0	9	0	0	0	0	39	100
	高・他	0	4	0	0	0	0	21	0	0	0	0	17	42
	小計	0	23	28	19	8	3	41	0	0	0	0	167	289
7～9月	小学校	0	0	20	0	0	1	25	0	0	0	0	385	431
	中学校	0	10	105	11	0	3	48	0	0	0	0	57	234
	高・他	2	5	7	3	0	0	12	0	0	0	0	152	181
	小計	2	15	132	14	0	4	85	0	0	0	0	594	846
10～12月	小学校	0	0	19	9	13	0	16	0	0	0	0	417	474
	中学校	0	0	73	0	0	0	3	2	0	0	0	31	109
	高・他	0	0	31	0	0	0	20	0	0	0	0	94	145
	小計	0	0	123	9	13	0	39	2	0	0	0	542	728
1～3月	小学校	1	16	0	11	7	0	6	0	0	0	0	384	425
	中学校	0	0	21	0	0	0	2	4	0	0	0	39	66
	高・他	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	23	33
	小計	1	16	26	11	7	0	13	4	0	0	0	446	524
合計	小学校	1	19	39	35	24	4	58	0	0	0	0	1297	1477
	中学校	0	26	227	15	4	3	62	6	0	0	0	166	509
	高・他	2	9	43	3	0	0	58	0	0	0	0	286	401
	小計	3	54	309	53	28	7	178	6	0	0	0	1749	2387

(6) 青少年を取り巻く有害環境の実態について

(令和 7 年度 宝塚市内実施分)

- 1 図書類等収納自動販売機等（条例が規定する図書類、がん具類等を収納した自販機のほか、実態調査により確認された女性用下着等収納した自販機を含む。）の設置箇所数及び自動販売機台

0 箇所（うち 既届 箇所） 0 台（うち 既届 台）

- 2 図書類販売店店舗数

53 店舗

- 3 ビデオレンタル店店舗数

2 店舗（うち 専門店 店舗）

- 4 利用カード等収納自動販売機数（利用カード「いわゆるツーショットダイヤルカード」の他、てれめっちカードなどの形態のカード類を含む）

0 台

- 5 玩具類等取扱店店舗数

2 店舗
（うち 性的がん具類（併設含む） 店舗）

- 6 カラオケハウス店舗数

3 店舗

- 7 有害役務営業に該当するおそれのある営業

総営業数 0 店舗

内 訳	(店舗型・接触型)	店舗	(無店舗型・接触型)	店舗
	(店舗型・鑑賞型)	店舗	(無店舗型・鑑賞型)	店舗
	(店舗型・接待同伴型)	店舗	(無店舗型・接待同伴型)	店舗
	(店舗型・飲食遊興型)	店舗		

- 8 インターネットカフェ・まんが喫茶等店舗数

総店舗数 3 店舗

内訳	インターネットカフェ	店舗
	まんが喫茶	店舗
	複合施設	店舗
	公共施設	3 店舗

- 9 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等店舗数

18 店舗

2. 令和7年度（2025年度） 事業・決算報告

（単位：千円）

事業名	事業概要	令和7年度 予算	令和7年度 決算
運営事業	青少年センター運営に係る事業（一般運営）を行う ①青少年センター運営協議会（定例2回） ②活動記録冊子「あゆみ」の作成、青少年センター機関紙「わかば」の発行等 ③県下補導センター連絡協議会理事会等との連携	1,505	1,062
相談事業	非行防止・健全育成活動の一環として、関係機関との連携による継続指導を行う ①子どもの心を理解する講座 ②市教育委員会における虐待事案対応（市家庭児童相談課他との連携） ③各種地域懇談会・研修会への職員派遣（助言者・講師等）	79	0
補導事業	青少年の健全な育成をめざし、非行に陥らないよう問題行動の早期発見・早期指導に努める ①青少年補導委員活動（委嘱、補導、新任・実務・人権教育等の研修） ②補導活動（街頭補導、特別補導） ③青少年の非行・被害防止全国強調月間（各種啓発紙配布・期間中市内公立小中学校懸垂幕の設置）、関係機関連絡諸会議（青少年対策会議等） ④アトム110番連絡所事業 ⑤有害環境実態調査の実施	5,992	3,289
合計		7,576	4,351
		会計へ戻入	3,225

3. 令和8年度（2026年度） 事業計画・予算案 （単位：千円）

事業名	事業概要	令和8年度 予算
運営事業	青少年センター運営に係る事業（一般運営）を行う ①青少年センター運営協議会（定例2回） ②活動記録冊子「あゆみ」の作成、青少年センター機関紙「わかば」の発行等 ③県下補導センター連絡協議会理事会等との連携	1,449
補導事業	青少年の非行防止・健全な育成をめざし、関係機関との連携による継続指導お行い、非行に陥らないよう問題行動の早期発見・早期指導に勤める ①青少年補導委員活動（委嘱、補導、新任・実務・研修） ②補導活動（街頭補導、特別補導） ③青少年の非行・被害防止全国強調月間（各種啓発紙配布・期間中市内公立小中学校懸垂幕の設置）、関係機関連絡諸会議（青少年対策会議等） ④市教育委員会における虐待事案対応（市家庭児童相談課他との連携） ⑤各種地域懇談会・研修会への職員派遣（助言者・講師等） ⑥アトム110番連絡所事業 ⑦有害環境実態調査の実施	4,625
合計		6,074

4. 宝塚市青少年センター運営協議会規則

昭和47年9月29日
教育委員会規則第15号

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。（平5教委規則4・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、宝塚市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の運営に関する重要事項について調査、協議し、答申するものとする。（平5教委規則4・一部改正）

(委 員)

第3条 協議会の委員は、条例1条に規定する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
2 委員が欠けたときは、教育委員会は、その都度補欠委員を委嘱又は任命しなければならない。（令6教委規則2・一部改正）

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。（平5教委規則4・全改、令6教委規則・一部改正）

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6教委規則2・一部改正)

(採択事項等の処理)

第7条 会長は、諮問事項について答申案を議決したときは、速やかに答申するものとする。

- 2 会長は、諮問事項がある場合は、これを審議し、採択したときは、教育委員会に建議し、又は助言するものとする。

(令6教委規則2・一部改正)

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。 (平5教委規則4・全改)

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、青少年センターで行う。(平5教委規則4・追加)

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。(平5教委規則4・追加)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則の廃止)
- 2 宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則(昭和43年教育委員会規則第4号)は、廃止する。
附 則(平成5年教委規則第4号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則(令和6年教委規則第2号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

執行機関の附属機関設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4

第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又はこれに基づく法令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	組 織 及 び 構 成	
			委員 総数	構 成
教育委員会	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8 人	学校長 3 人 民生委員 1 人 保護司 1 人 警察署長 1 人 補導委員 1 人 行政の職員 1 人

5. 宝塚市青少年センター運営協議会委員名簿 (R8. 5. 1～R10. 4. 30)

区分	団体または役職名	ふりがな
		氏 名
学 校 長	宝塚市立中山台小学校長	いづか けい
		井塚 圭
学 校 長	宝塚市立安倉中学校長	いとう あきら
		伊藤 章
学 校 長	兵庫県立宝塚東高等学校長	たかはし つよし
		高橋 剛
民生児童委員	宝塚市民生委員児童委員 連合会 常任理事	あらや あきえ
		荒谷 昭恵
保 護 司	宝塚市保護司会副会長	かわかつ よういち
		川勝 陽一
警 察	兵庫県宝塚警察署長	なかい ひでき
		中井 秀樹
補 導 委 員	宝塚市青少年補導委員 連絡協議会 副会長	かわしま あつこ
		川島 淳子
関係行政機関	宝塚市子ども未来部 たからっ子総合相談センター所長	ゆかわ あきひと
		湯川 陽仁